

此項資料係在子存此項資料
 昭和四年一月調
 三帝國蚕絲倉庫株式會社
 經蠶絲業者ノ常備セル非常應急機關

- 一 社團法人帝國蚕絲組合
- 二 帝國蚕絲株式會社
- 三 帝國蚕絲倉庫株式會社

經蠶絲局

一七	補償生絲損失額ニ關スル件	昭和八年四月
一八	政府買入生絲現在高、政府買入生絲ノ買入代價調、政府買入生絲買入後ニ要シタル經費調、政府買入生絲賣却狀況	昭和九年三月
一九	滯貨生絲損失分擔ニ關スル計算	
二〇	絲價安定融資補償審査會書類	自昭和五年三月至、六年九月
二一	絲價安定ニ關スル公債關係書類	自昭和四年十月至、七年十月

蚕絲業者ノ常備セル非常應急機關

現在蚕絲業關係当業者ヲ以テ組織セル非常應急機關トシ
テハ公益社團法人一、株式會社ニアリ而シテ
社團法人帝國蚕絲組合ハ純然タル当業者ノ非常應急常備
機關トシテ平時ニ於テハ社員ノ出資金ヲ積立テ保管シ置
キ非常時ニ之ヲ使用シテ適當ノ應急施設ヲ講スルモノニ
シテ此ノ意味ニ於ケル常備機關ハ此ノ組合ヲ以テ唯一ト
シ現在及將來ノ出資積立ニ於テ既ニ相當ノ實力ヲ有シ政
府ノ絲價安定ニ関スル暫定施設トシテ施行セムトスル融
資補償法ノ如キモ此ノ組合ノ將來ノ實力ヲ期待セルニ出
ツルモノナリ
帝國蚕絲株式會社ハ平時ニ於テハ製絲金融補助機關トシ

非常時ニハ應急事業ヲ行フ機關トスルノ趣旨ヲ以テ設立セラレタルモノナレドモ平時業務ハ後述ノ事情ニテ休止シ居リ現在ハ唯々非常時ニ於テ應急事業ヲ行フヘキ機關トシテ實際上存在ノ意義ヲ有シ
帝國蚕絲倉庫株式會社ハ元來横浜市場ニ於ケル生絲保管倉庫ノ欲如ヲ補フ為設立セラレタルモノニシテ特ニ非常應急機關トシテ設ケラレタルモノニ非サルモ從來事實上非常ノ場合ニ於テ特殊ノ業務ヲ行ヒ將來ニ於テ亦然ルコトアルヘキモノト認メラルルヲ以テ此處ニ係記セルモノナリ

一、社團法人帝國蚕絲組合

(一) 設立沿革

帝國蚕絲組合ハ蚕絲業者殊ニ製絲業力^者絲價低落ノ苦

(二) 目的

組ニ際会スルコト多ク而カモ自ラ之ヲ防衛スルノ制度ナク為メニ困惑ヲ蒙ル事實ニ鑑ミ將來ノ非常時ニ自衛ノ機關トシテ應急利用スル為大正八年設立セラレタル公益社團法人ナリ

(三) 社員

製絲業者組合製絲生絲問屋生絲輸出商其ノ他生絲ノ製造取引ノ事業ニ関係スル者ヲ以テ組織ス
現在教^{十二名}中製絲業者^{十八名}問屋^{四名}

(昭和三年五月三十日)

(四) 出資金ノ積立拂戻

社員ハ左ノ区分ニ従ヒ通常出資及特別出資ノ義務ヲ有ス

④通常出資

- (一) 出資期間 組合ノ存続期間中
- (二) 出資金額

(1) 製絲業者一組合製絲ヲ含ムハ横濱港又ハ神戸港ニ出荷シタル生絲一捆(九貫匁)又ハ之ニ相当スル数量毎ニ金一円宛
(2) 生絲問屋ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル生絲一捆(九貫匁)又ハ之ニ相当スル数量毎ニ金十銭宛
(3) 生絲輸出商ハ直接荷主ヨリ買入レ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル生絲一捆(九貫匁)又ハ之ニ相当スル数量毎ニ金十銭宛

(三) 徴収方法

製絲業者ハ問屋ヲシテ其ノ委託生絲ノ販賣代金ヨリ拂込マンシメ問屋輸出商ハ直接組合ニ拂込ムモノトス

⑤特別出資

- (一) 出資期間

特別出資金ヲ積立テ金三千万円ニ達スル迄

- (二) 出資金額

通常出資ヲ為ス製絲業者(組合製絲ヲ含ム)地元ニ於テ直接生絲ヲ買入ルル輸出商及取引所ニ於テ生絲ノ封印ヲ受ケタル者ハ昭和四年一月一日ヨリ生絲検査所ノ心量検査ヲ受ケタル生絲千斤ニ付金二十五円宛(但シ總會ノ決議ヲ以テ増額スルコトヲ得)

(三) 徴収方法

輸出高又ハ取引所ニ於テ社員ニ代リ組合ノ為ニ
生絲ノ購入代金中ヨリ又ハ封印検査手数料ト共
ニ徴収拂込ムモノトス

出資金ハ通常特別共社員資格タル事業ヲ廢止シタル
場合ニ於テ組合理事ノ承認ヲ受クルニ非サレハ一切
拂戻ヲ為サス

(五) 出資金ノ保管運用

出資金ハ昭和四年一月一日以降ノ分ニ付原則トシテ
組合製絲ノ出資金ハ之ヲ産業組合中央金庫ニ保管積
立テ組合製絲以外ノ者ノ出資金ハ之ヲ横濱正金銀行
ニ預入レ保管スルコトトシ必要ノ場合ニハ他ノ銀行
預金信託預金有價証券ノ購入其ノ他確實ナル方法ニ
依リ運用スルモノトシ而シテ特別出資金ノ運用ニ付
テハ總テ主務官廳ノ承認ヲ受クルコトヲ必要トス

従来例外的ニ運用シタル例トシテハ帝國蚕絲倉庫株
式会社株式(二、六三ニ株、三、九〇〇円)ノ引渡アリ

(六) 出資金ノ使用(事業ノ執行)

出資金ヲ使用シ組合目的事業ヲ執行スルニハ章ニ組
合總會ノ決議ニ依ルヘキ外主務官廳ノ承認ヲ受クル
コトヲ要ス

従来執行シタル事業トシテハ左ノニアリ

(1) 第三次帝國蚕絲株式會社ノ株式引渡金ノ融通

昭和二年ノ絲價低落ニ際シ当業者カ生絲ノ共同保
管ヲ実行スル為其ノ機關トシテ帝國蚕絲株式會社
ヲ設立シタル際其ノ資本金五百万円ノ第一回拂込
金百二十五万円(十萬株分)ノ調達ニ困難シタル
ヲ以テ會社發起人百六十二人ニ對シ本組合積立金
中ヨリ之ヲ融通シタリ而シテ之ニ関シテハ將來ニ

於テモ組合積立金ノ餘裕額ノ限度ニ於テ未拂込金ノ拂込資金ノ融通ヲ為スヘキト同時ニ該株金拂戻ノ場合ハ勿論配当金ニ付テモ總ヘテ本組合ニ讓與移転スヘキコトトセリ

(四) 生産調節励行監督費ノ支出

昭和二年共同保管ノ実行ト同時ニ蚕絲業同業組合中央会及組合製絲協会ハ生絲生産制限ヲ決議シ其ノ実行監督ノ為生絲生産調節理事会ヲ持設シ地方製絲同業組合ヲシテ各組合員ヲ置キ地方ヲ巡回督励セシメタリ而シテ之レ等ニ要スル經費約六万二千八百円ハ之ヲ本組合ヨリ理事会ニ支出交付セリ

(六) 理事及監事

理事ハ定員十五名以内、現在十五名、任期二年、再選ヲ妨ケス、理事中専務理事二名ヲ互選ス、現在専務理事今井

五、今、渡辺文七

監事ハ定員五名以内、現在四名、任期二年、再選ヲ妨ケス

(八) 存立期間 設立ノ日(大正八年三月十日)ヨリ三十ヶ年

(九) 事業年度及損益計算

事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

損益ニ付テハ毎事業年度ノ終ニ於テ通常出資金及特別出資金ニ對シ各別ニ其收支ヲ決算シ剩餘金アルトキハ總會ニ於テ定ムル方法ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ各社員ノ通常出資又ハ特別出資ニ加算シ缺損金アルトキハ總會ニ於テ定ムル方法ニ依リ先ツ特別出資金及之ヨリ生シタル利息以外ノ資産ヲ以テ之ヲ填補スルモノトス但シ特別出資金ヲ主務官廳ノ承認ヲ得テ運用シ缺損金ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(十) 現在資産 (昭和三年三月三十一日)

一金五十三万四千三百七十七円十一銭

銀行預金

一金三万二千九百円

帝國蚕絲倉庫株式會社株式
(一千六百三十二株分)

一金百二十五万円

帝國蚕絲株式會社株式
山金貸付金 (十萬株分)

一金九十八円

現金在高

合計百八十一万七千三百七十五円十一銭

(昭和四年一月二十日現在高二百六十万二千五百五十三円余)

土) 政府ノ監督

本組合ハ公益法人ナルヲ以テ其ノ業務ニ付主務官廳
(農林大臣)ノ監督ヲ受クルモノナリ

二 帝國蚕絲株式會社

(一) 設立沿革

本會社ハ昭和二年十月設立セラレタルモノナルカ設
立ノ動機ハ一ハ昭和二年ノ絲價低落ニ際シ此ノ当面
ノ處置トシテノ生絲共同保管ノ機關ヲラシムル為ト
ニハ將來ノ絲價非常ノ際ニ機置ノ處置ヲ為ス為メノ
常設機關ヲラシムル為ト並ニ三八平常ニ於テ生絲担
保金融機關ヲラシムトセルモノナリ然レトモ平時
ノ生絲担保金融ハ問屋ト競争スル結果トナル為メ問
屋ノ反對アルノミナラス金融業者ノ援助ヲ得サルト
ニ因リ現在ハ行ハス故ニ平時ニ於テハ事業ヲ休止シ
居リ非常時ニ際シテ適當ノ事業ヲ行フ會社ト云ヒテ
可ナリ

(二) 目的

株價ノ安定ヲ期スル為(非常時ニ於テ)左ノ業務ヲ營ム
ヲ以テ目的トス

- 一 生絲ノ買入レ及其ノ賣渡シ、向屋事務
- 二 生絲又ハ其ノ倉荷証券ヲ担保トスル貸付
- 三 生絲又ハ其ノ倉荷証券ヲ担保トスル債務ノ保証
- 四 前各號ニ関聯スル業務

(三) 資本金

五百万円(株四分ノ一拂込)十萬株、一株五十円
右ノ四分ノ一拂込金百二十五万円ハ帝國蚕絲組合ヨ
リ其ノ積立金ノ融通ヲ受ケタルモノニシテ将来ノ拂
込ニ付テモ同組合積立金ノ存スル限度ニ於テ融通ヲ
受ケルコトニ組合ト株主トノ間ニ契約アリ

(四) 株主

株主數 一六二人(昭和三年五月三十一日現在)

株主ハ蚕絲業関係者ニ限ル趣旨ヲ以テ定款ノ規定ニ
依リ株式譲渡ニ付テハ会社取締役會ノ承認ヲ要スル
コトトセリ

(五) 事業状況

今日迄ノ事業トシテハ初年度ニ於テ生絲共同保管ニ
際シ横濱正金銀行ヨリ一千二百三十六万六千円ヲ借
リ度々之ヲ生絲一捆七百五十円ノ担保價格ヲ以テ製
絲業者ニ貸付ケタルコトアルノミ

(六) 利益配当制限

株主ニ対スル利益配当割合ハ年一割ヲ超エサルモノ
トス而シテ未夕配当シタルコトナシ

(七) 取締役、監査役

取締役ハ定員十六名次外、現在員十五名此ノ中社長
一名(今井五介)専務取締役三名(津田文七、洗沢義一、
大友信一)

加賀山辰四郎(任期二年)

監査役定員八名、現在員八名、任期三年

(ハ) 存立期間 定メナシ

(九) 營業期

毎年六月一日ヨリ翌年五月三十一日ニ至ル一ケ年ヲ

一期トス

(十) 現産資産(昭和三年五月三十一日現在)

一 金三百七十五万円	未拂込株金
一 金一千七十七万五千銭	什器備品
一 金二十七万円	貸付金
一 金百二十六万六千七百四十五銭	諸預ケ金
一 金四十三万九千一十銭	現金在高
合計 金五百二十八万七千九百九十一円八十六銭	

三 帝國蚕絲倉庫株式会社

(一) 設立沿革

大正九年ノ絲價低落ノ際当業者ノ自衛概関トシテ設立シタル事ニ次帝國蚕絲株式会社ハ利益金八百七十餘万円ヲ残シテ大正十一年末解散スルニ際シ申百八十万円ヲ政府ニ上納シ(外ニ百二十万円ヲ生絲検査所擴張財源充當ノ為上納、合計上納金三百万円)之ヲ以テ横濱市場ニ生絲倉庫ヲ完備セムコトヲ請ヒ政府ハ之ヲ容レテ大正十二年ノ震災後生絲検査所新営ノ際同所附属トシテ生絲絹物専用倉庫(四棟、延坪四千八百坪、十万捆ノ收容能力)ヲ建設シタルカ大正十五年三月其ノ後ニ見ルニ際シ当業者ハ其ノ前ニ財源奇附ノ縁故上該倉庫ヲ政府ヨリ借受ケ生絲絹物保管業ヲ営マムトノ希望アリ政府ニ於テモ該倉庫ノ利用

ラ民間ニ委スルヲ適當ト認メタルヲ以テ一定ノ方針
ヲ示シ之レカ経営主体タル会社設立ノ計畫ヲ是認シ
タルヲ以テ茲ニ於テ大正十五年四月本公司ノ設立ヲ
見ルニ至リ同年七月ヨリ營業ヲ開始スルニ至レリ

(二) 目的

- 本公司ハ蚕絲並ニ絹物ノ輸出貿易ノ進展ヲ圖リ取引
ノ円滑ヲ期スル為メ左ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トス
- 一、生絲、絹物及蚕絲副産物ニ関スル倉庫業
 - 二、所有建物ノ賃貸
 - 三、第一號ニ掲ケル物品又ハ其ノ倉庫証券ヲ担保ト
スル貸付
 - 四、債務(第一號ニ掲ケル物品又ハ其ノ倉庫証券ヲ担
保トスルモノニ限ル)ノ保証
 - 五、第一號ニ掲ケル物品ノ船積及荷為替ニ関スル代

理並ニ媒介

大前各號ニ関聯スル業務

本公司ハ元素特ニ非常應急業務ヲ目的トシテ設立セ
ラレタルモノニハ非サルモ大正十五年ノ絲價維持施
設ノ際ニハ共同保管金融ノ中心機關トシテ利用セラ
レ尙昭和二年ノ絲價維持策実行ノ際ニ於テモ帝國蚕
絲株式会社に併シテ設立ノ事實上非常機關トシテモ
其ノ存在ノ必要ヲ認メラレ將來ニ於テモ必要ニ應ジ
非常時ニ利用セラレヘキモノナリ(即チ平時ニ於テハ
倉庫業ヲ営ミ非常時ニ於テハ貸付又ハ債務保証ヲ行
ヒタリ)

(三) 資本金

三百万円(四分ノ一拂込)六万株、一株五十円

(四) 株主

蚕絲関係業者ニ限ル趣旨ヲ以テ定款ニ於テ株式ノ讓渡ニ付テハ取締役会ノ承認ヲ受クコトヲ要スルコトヲ規定セルノミナラス政府モ亦生絲検査所倉庫ノ貸付條件トシテ蚕絲関係業者以外ノ株式讓渡ヲ制限ス

現在株主数八八二名(昭和三年九月末日)

(五) 事業状況

本会社カ絲價維持ノ非常施設トシテ生絲担保貸付又ハ債務保証ヲ為セルコト前記ノ如シ而シテ平常ニ於テハ生絲検査所ヨリ借入倉庫ヲ以テ毎月大体二万相外ノ生絲ノ在庫ヲ有シ此ノ中一千三百坪ノ保管室ノ貸切ヲ行ヒ尙元横濱絹布倉庫(約三百八十坪)ヲ買収シテ屑絲ノ保管ヲ營ミ更ニ経費約三十万円ヲ以テ帝登ビルディング(約一千坪)ヲ建設シテ生絲取引商事務

室トシテ賃貸レ毎期一万八千円ノ政府倉庫賃借料ヲ支拂ヒテ尙相当ノ利益ヲ擧テ居レリ今会社設立以來現在(昭和三年九月末日)迄ノ各期利益金及株式配当率ヲ擧ケレハ左ノ如シ

第一回營業期	自大正十五年四月二日 至同 年九月三十日	五四六四・五九	(英配当)
第二回	自大正十五年十月一日 至昭和二年三月三十一日	五五二〇・一五	(年八朱)
第三回	自同 年四月一日 至同 年九月三十日	三八五〇・三一	(年八朱)
第四回	自昭和三年十月一日 至昭和三年三月三十一日	四八五三・八一五	(年八朱)
第五回	自同 年四月一日 至同 年九月三十日	五三六五・九九四	(年八朱)

(六) 取締役及監査役

取締役 定員十二名以外、現在員十二名、社長一名

(志村源太郎)事務取締役一名(加賀山辰四郎)任

期三年

監査役 定員三名以外、現在員三名、任期二年

(七) 存立期間 定メナシ
 (八) 營業期

一年ヲ二期ニ分ケ四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ上半
 期トシ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ下半期ト
 ス

(九) 現在資産(昭和三年九月三十日現在)

一金二百二十五万円	未 拂込 株 金
一金三十一万五千三百三十円九十一銭	地 建 物
一金九万五千百三十九円二十一銭	什 器 備 品
一金一万三千三百二十円	所 有 公 債
一金三十一月八十銭	收 入 未 決 算 勘 定
一金四十五万円	諸 預 ケ 金
一金二百八十月七十一銭	現 金 在 高
合 計 金 三百十二万四千百二月六十五銭	

(十) 政府ノ監督

政府ハ倉庫貸付ニ付在ノ事項ヲ條件トシ監督シツ、
 アリ

(イ) 株主資格ヲ登録業関係者ニ限定スルコト

(ロ) 株式配当金ヲ年一割ノ割合ヲ超ヘサルコト

(ハ) 在ノ事項ニ付政府ノ承認ヲ受クルコト

(一) 報酬、手当、慰勞金

(ニ) 重役、支配人等ノ選任解任

(三) 保管料、使用料、手数料

(四) 利益金ノ處分

(五) 定款、營業細則等

(六) 合併、解散

(七) 会社ノ業務ニ関シ検査ヲ為シ報告ヲ求メ指揮スル
 コトアルヘキコト

米國ニ於ケル生絲輸入消費在荷高

ハ右ノ條件ニ違及シタル場合ニハ倉庫ノ貸賃契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スルコト